

京都市消防局訓令乙第3号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成28年9月30日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

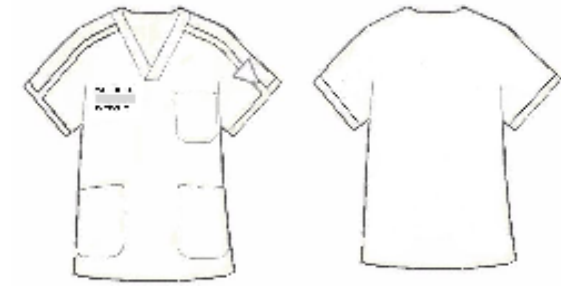
別表第2活動服（半袖）の款の次に次の1款を加える。

救急実習服	地 質	濃紺色の布地
	制 式	<p>Vネック襟とする。</p> <p>袖は半袖とし、右肩にスナップボタンを付ける。</p> <p>胸部の右に所属章及び個人章並びに左上腕部に救急救命士腕章をそれぞれ付ける。</p> <p>袖口及び襟元から袖にかけて、暗灰色の平織線を付ける。</p> <p>胸部の左及び側腹部の左右にポケットを付ける。</p> <p>胸部の右に「京都市消防局」及び「救急救命士」の文字をオレンジ色の糸で刺しゅうする。</p> <p>形状は、第10図のとおりとする。</p>

別表第2音楽隊被服の款帽子の項合冬帽の目中「第10図1（1）」を「第11図1（1）」に、「第10図1（2）」を「第11図1（2）」に改め、同款合冬服の項上衣の目中「第10図2（1）ア」を「第11図2（1）ア」に、「第10図2（1）イ」を「第11図2（1）イ」に改め、同項ズボンの目中「第10図2（2）ア」を「第11図2（2）ア」に、「第10図2（2）イ」を「第11図2（2）イ」に改め、同項ネクタイの目中「第10図2（3）」を「第11図2（3）」に改め、同款夏服の項上衣の目中「第10図3（1）」を「第11図3（1）」に改め、同項ズボンの目中「第10図3（3）」を「第11図3

(3)」に改め、同款バンドの項中「第10図4」を「第11図4」に改め、同表中第10図を第11図とし、第9図の次に次の1図を加える。

第10図 救急実習服 制式



附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)